

2017年8月9日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**サウジアラビア向け危険品貨物
税関規則に関するご案内とお願い**

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

2015年12月に、サウジアラビア税関は、サウジアラビア国内に危険品を輸入される Consignee 様に対し、事前に税関当局の許可の取得を必須とする規則を発表いたしました。

このたび、この規則が Dammam/Riyadh/Jubail において運用されていることが確認されたほか、許可を取得していない危険品が本船に積み戻されるケースが報告されております。

お客様におかれましては、あらかじめ Consignee 様に同仕向地へ輸入可能な危険品であること、また、サウジアラビア税関から許可を取得済みであることを確認の上、Booking をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

なお、[2016年5月10日付文書](#)の通り、Jeddah 向けに限りまして、引き続き、Consignee 様のご連絡先とサウジアラビア税関から取得された許可書類を Booking ご依頼時にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上

本件お問い合わせ；
マーケティンググループ アジア・印パ中近東トレード 担当 (TEL : 03-3587-7070)